

様式第2号（その1）（第6条、第8条、第10条、第11条関係）

整備項目表（建築物）

施設の名 称	
施設の所在地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「レ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「／」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 移動等円滑化経路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 経路		ア 道等から利用居室までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		イ 車いす使用者用便房から利用居室までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		ウ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		エ 道等から公共用歩廊までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 階段又は段	階段又は段を設けない（注1）	<input type="checkbox"/> 有 傾斜路 エレベーター 昇降機（ ） <input type="checkbox"/> 無		

（注1） 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。

2 移動等円滑化経路を構成する出入口

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		cm		
(2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。				

3 移動等円滑化経路を構成する廊下等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、120cm以上		cm		
(2) 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 移動等円滑経路出入口及びエレベーターの出入口に接する部分は水平とする。				
(4) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。				

4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 幅は、120cm（段に併設する場合は、90cm）以上		(併設) cm cm		
(2) 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下		高さ 勾配 1/ cm		
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ 踏幅 cm cm		

5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) エレベーターの構造		かごの平面形状は、車いすの転回に支障がない		
		かごの幅は 140センチメートル以上	cm	
(2) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター昇降機	ア 特殊な構造又は使用形態	(ア) 平成12年建設省告示1413号第1第9号に規定する構造		
		(イ) かごの幅は70センチメートル、かつ、奥行きは120センチメートル以上	幅 cm 奥行き cm	
		(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更することができる幅及び奥行き確保		
		イ エスカレーターは平成12年建設省告示1417号第1ただし書きに規定する構造		

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 敷地内通路	ア	幅は 120センチメートル以上	cm	
		傾斜路及び踊場の設置	奥行き cm	
		50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ前後に高低差がない。		
	オ 傾斜路	(ア) 幅は、120cm（段に併設する場合は、90cm）以上	(併設) cm cm	
		(イ) 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下	高さ 勾配 1/ cm	
		(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ 踏幅 cm cm	

(2) 敷地内の通路が地形の特殊性による読替（「当該公共的施設の車寄せ」の有無）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
--	--	--	--

7 出入口

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

8 廊下等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（注2）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注2） 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が1/20以下、高さ16cm以下で、勾配1/12以下のもの又は自動車車庫に設けるものを除く。

9 階段

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 手すりの設置（踊場を除く）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 主たる階段は、回り階段でない。				
(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
(5) つまずきの原因となるものを設けない。				
(6) 階段又は傾斜路の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注3）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注3） 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、自動車車庫に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

10 傾斜路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分への手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(3) 踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注4）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注4） 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が1/20以下又は高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの、自動車車庫に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

11 エレベーター

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は授乳及びおむつ交換場所がある階並びに地上階に停止する。				
(2) かごの奥行きは、135cm以上		cm		
(3) かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) かご内に、到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(5) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上		cm		
(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(7) かご内及び乗降ロビーに、視覚障がい者が円滑に操作できる点字や浮き彫り、音による案内等の制御装置（注5）の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(8) 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上		高低差 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 奥行き cm		
(9) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置（注6）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(10) エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注5） 車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。

（注6） かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

12 便所

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
車いす使用者用便所の設置（注7）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置				
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 人工肛門及び人工膀胱保有者のための洗浄設備			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これらに類する小便器の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) 出入口の幅は、80cm以上			cm		
(5) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。					
(6) 便所の出入り口又はその付近に、その旨を示す標示			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注7） 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

13 駐車場

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置（注8）			ヶ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置				
	イ 幅は、350cm以上		幅 cm		
	ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注8） 駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

14 敷地内の通路

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ					
(2) 段の構造	ア 手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
	ウ つまづきの原因となるものを設けない。				
(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路の構造	ア 手すりの設置（注9）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

イ 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。	
--	--

(注9) 勾配が1/20以下、高さ16cm以下、かつ、勾配1/12以下のものは除く。

15 客席及び観覧席 (注10)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 固定式の客席又は観覧席を設ける場合は、車いす使用者用席を1以上設置			ヶ所		
(2) 車いす使用者用席の構造	ア 幅は85cm以上、奥行きは110cm以上		幅 奥行き cm cm		
	イ 床は、水平とする。				
(3) 室の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る1以上の通路の構造	ア 幅は、120cm以上		cm		
	イ 傾斜路及び踊場の構造 (ア) 幅は、120cm (段に併設する場合は、90cm) 以上		(併設) cm cm)		
	(イ) 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合は、1/8) 以下		高さ 勾配 1/ cm		
	(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ 踏幅 cm cm		

(注10) 興行施設、集会施設及び体育施設に限る。

16 客室 (注11)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者用客室の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 車いす使用者用客室の構造	ア 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		(ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	イ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	ウ 光等による非常警報装置の設置		<input type="checkbox"/> 光 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	エ 便 所	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保			
腰掛便座、手すり等の配置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ					

オ 浴 室	出入口の幅は80cm以上		cm		
	出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
	(ア) 出入口の構造	幅は、80cm以上	cm		
		戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。			
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				<input type="checkbox"/> 十分な床面積の確保 <input type="checkbox"/> 浴槽 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> その他 ()
	(ウ) 浴槽、シャワー、手すりの適切な配置				
	(エ) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さ(40cm程度)	cm			
	(オ) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ				
(カ) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置				<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(注11) 宿泊施設で、用途面積が 1,000㎡以上のもの又は、客室の総数が50以上のものに限る。

17 浴室及び脱衣室 (注12)

整備基準	図面番号等	内容	適否	※	
浴室及び脱衣室の構造	(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		(ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	(3) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		<input type="checkbox"/> 浴槽 <input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> 手すり		

	(4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さは40cm程度	高さ	cm		
	(5) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。			
	(6) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置	<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(注12) 福祉保健施設、宿泊施設及び公衆浴場に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

18 シャワー室及び更衣室 (注13)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
シャワー室及び更衣室の構造	(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		(ウ) 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。		
	(4) シャワー及び手すりの適切な配置		<input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> 手すり		
	(5) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置		<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注13) 体育施設に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

19 授乳及びおむつ交換場所 (注14)

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 円滑に授乳及びおむつの交換ができる場所の設置		<input type="checkbox"/> 授乳場所 <input type="checkbox"/> おむつ交換場所		
(2) 授乳及びおむつの交換ができる場所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示				

(注14) 福祉保健施設 (母子関係施設に限る。)、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で、用途面積が 2,000㎡以上のものに限る。

20 改札口及びレジ通路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		幅	cm	
(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保				

21 公衆電話台

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 床からの高さ (床から70cm程度)		高さ cm		
(2) 台下部の空間 (高さ65cm程度、奥行45cm程度)		高さ cm 奥行 cm		

22 券売機 (注15)

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さは床から45cm～125cm程度		高さ cm		
(2) 点字による表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 台下部の空間の奥行き45cm程度		奥行 cm		

(注15) 公共交通機関の施設に限る。

23 受付カウンター及び記載台

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 床からの高さ (床から70cm程度)		高さ cm		
(2) 台の下部の空間 (高さ60cm～65cm程度、奥行45cm程度)		高さ cm 奥行 cm		

24 案内標示板 (注16)

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所又は駐車施設の配置の表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所の配置の表示を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内で表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注16) 案内所を設ける場合を除く。

25 緊急時の設備 (注17)

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
緊急時の設備の構造		点滅型誘導音装置付誘導灯 その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯の設置	<input type="checkbox"/> 点滅型誘導音装置付 <input type="checkbox"/> その他 ()	

(注17) 用途面積 1,000㎡以上の施設に限る。

26 視覚障がい者移動等円滑化経路

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 道等から24の項に規定する案内設備又は案内所までの視覚障がい者移動等円滑化経路（注18）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 視覚障がい者移動等円滑化経路	ア 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 点状ブロック等	(ア) 車路に接する部分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に接する部分		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注18) 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。